

あきる野市地域保健福祉計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

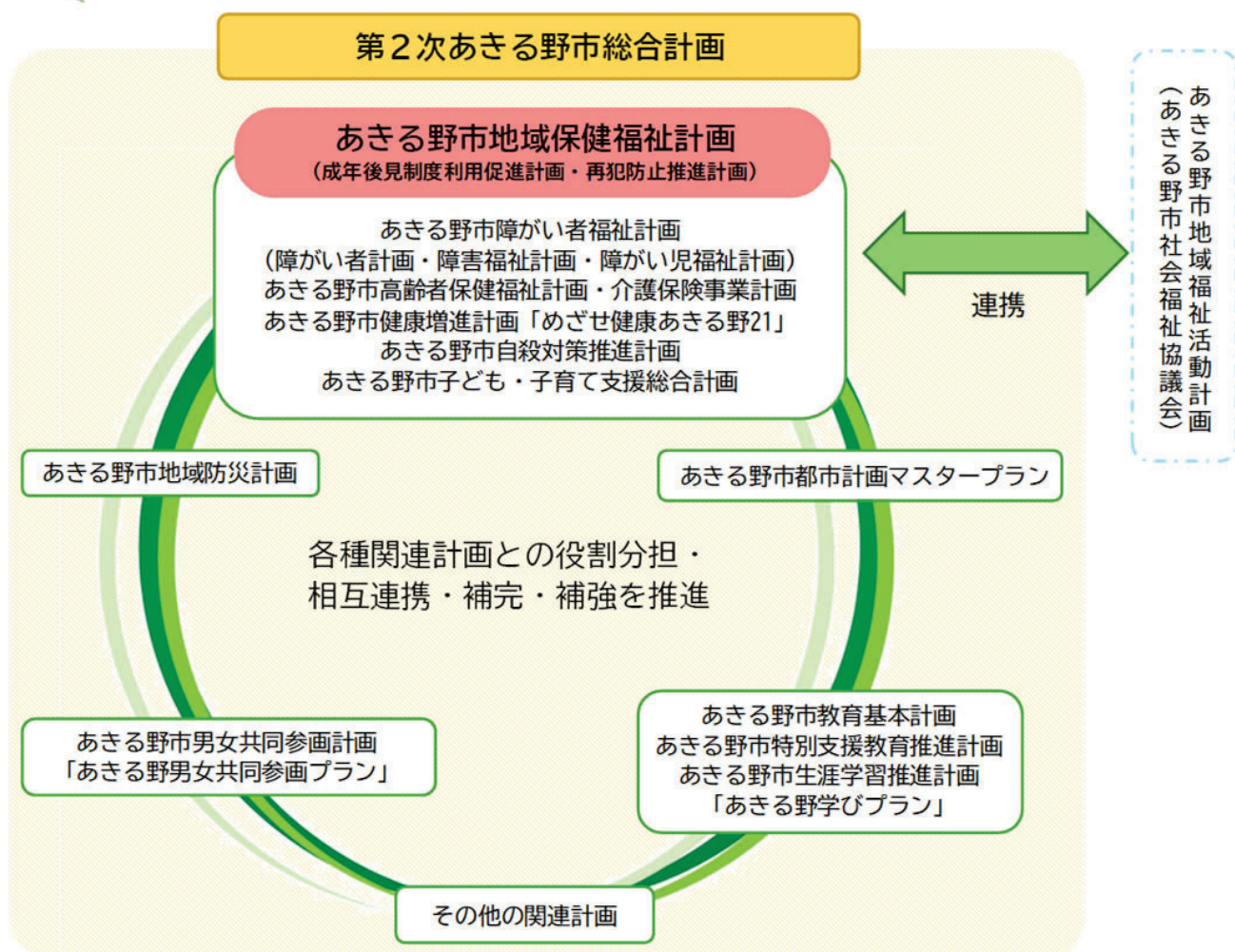
この計画では、各分野の制度では解決できない課題を抱える制度の狭間にいる人や多様化する課題にも対応しながら、地域生活課題を解決するため、ゆるやかにつながる環境の構築や包括的に受け止める体制づくりの施策を定めています。また、成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画を包含し、一体的に策定しています。

基本理念である「みんなが支え合い、育ち合うまち」を目指すため、市民のみんなができることと市が実施する施策についてまとめています。

基本理念

みんなが支え合い、育ち合うまち

✿ 計画の位置付け



基本目標

本計画では、基本理念である「みんなが支え合い、育ち合うまち」の実現に向けて、2つの基本目標を設定します。

基本目標1 ゆるやかにつながるまちをめざそう

身近で困っている人や災害時の助け合いなど、地域生活課題を「我が事」として認識し、お互いに助け合い、支え合う意識を醸成することが重要となっています。

このような意識づくりのために、周知啓発を図り、地域全体に福祉のこころを育む取組を進めるほか、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材や団体の育成・支援を促進します。

また、多世代交流の機会を創出することや、誰でも集まることのできる居場所づくりなどを通して、すべての人が日頃から気軽に挨拶し、声をかけ合い、互いに助け合うことができるような、人と人、人と地域がゆるやかにつながるまちを目指し、地域共生社会の実現につなげます。

基本目標2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、市内の様々な相談窓口を周知し、窓口では属性を問わずに幅広く相談を受け止め、切れ目のない支援体制を整えることが重要となっています。

さらに、複合化・複雑化している地域生活課題に対応するために、各関係機関の連携強化が求められるほか、積極的に地域へ出向いたり訪問したりすることで悩みや課題を抱える人を把握し、必要な支援へとつなげる活動も求められています。

このような課題に対し、包括的な相談・支援体制を構築し、各関係機関が重層的に支援することで、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

また、認知症高齢者、知的障がい者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合でも、地域で生活を継続できるよう成年後見制度の利用促進に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。

あわせて、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進について取り組むことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。



計画の体系

基本理念

みんなが支え合い、育ち合うまち

基本目標1

ゆるやかにつながるまちをめざそう

施策

(1) 地域みんながつながる支援

施策の展開

- ① 地域で活動する人や団体への支援
- ② 災害時に助け合える地域づくり

(2) つながるしくみづくりの推進

- ① 地域住民間の交流促進
- ② 地域活動の中心となる担い手の確保・育成
- ③ 課題を抱える人もそうでない人も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり

(3) つながりやすい環境の整備

- ① 誰もが暮らしやすい生活環境の形成
- ② 人権や福祉に対する意識の向上

基本目標2

誰ひとり取り残さないまちをめざそう

(1) 隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築

- ① 対象者の属性を問わない相談支援の実施
- ② 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備
- ③ 課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援
- ④ 相談窓口の連携強化と支援の充実

(2) 多様な支援の推進

- ① 生活困窮者に対する相談・支援等の充実
- ② 住宅確保要配慮者等への支援の充実
- ③ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】
- ④ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

基本目標1 ゆるやかにつながるまちをめざそう



施策(1)地域のみんながつながる支援

✿施策の展開 ① 地域で活動する人や団体への支援

市民のみんなができること

- ・ 自ら福祉に関する情報を進んで取り入れ、地域の活動や福祉活動に関心を持ちましょう。
- ・ 町内会・自治会、ふれあい福祉委員、健康づくり市民推進委員などの活動を理解しましょう。
- ・ 町内会・自治会など地域で開催される交流のイベントに参加しましょう。

市が取り組むこと

- ・ 地域で活動する町内会・自治会、民生委員・児童委員、健康づくり市民推進委員などの活動を支援します。
- ・ 活動する人の負担軽減等を含め、活動しやすい体制づくりをともに考えます。
- ・ 活動内容について、市の広報紙、ホームページ、メール配信等を用いて周知し、市民の参加を積極的に促します。

✿施策の展開 ② 災害時に助け合える地域づくり

市民のみんなができること

- ・ 日頃から隣近所の人との顔の見える付き合いを大切にしていきましょう。
- ・ 避難所等や避難経路を確認し、防災グッズや非常食品等を備えておきましょう。
- ・ 隣近所に住む高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しましょう。

市が取り組むこと

- ・ 消防団、防災・安心地域委員会及び町内会・自治会の自主防災組織が実施する防災活動を支援します。
- ・ 避難行動要支援者に対して個別避難計画を作成し、関係機関と連携して災害時に備えます。

施策(2) つながるしくみづくりの推進

✿施策の展開 ① 地域住民間の交流促進

市民のみんなができること

- ・ 地域で顔をあわせる人たちと日頃から挨拶や声かけをしましょう。
- ・ イベントなどの情報を広報紙やメール配信、インターネットなどから入手しましょう。
- ・ 地域で開催されるイベントなどに参加しましょう。

市が取り組むこと

- ・ 高齢者クラブ活動支援事業、めざせ健康あきる野21推進事業、子育てひろば事業などでは、地域の参加者・利用者同士の交流を促進します。
- ・ さらに参加者が増えるよう、市の広報紙、ホームページ、メール配信等で周知し、子育て家庭には、るのキッズWebやSNSを活用して周知します。

✿施策の展開 ② 地域活動の中心となる担い手の確保・育成

市民のみんなができること

- ・ 自身も地域福祉の担い手であるという認識を持ちましょう。
- ・ 町内会・自治会、ボランティア活動などの役割について理解を深め、活動に協力しましょう。
- ・ 地域のために必要なことについて考え、できることから始めてみましょう。

市が取り組むこと

- ・ ボランティアに興味のある人が、介護予防リーダーや地域子ども育成リーダー、ファミリー・サポート・センターの提供会員などの養成講座に参加しやすくなるように工夫します。
- ・ 新規参加者を増やすために、様々な活動を市民に広く周知します。
- ・ 町内会・自治会連合会と連携しながら、町内会・自治会の加入促進活動を支援します。

✿施策の展開 ③ 課題を抱える人もそうでない人も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり

市民のみんなができること

- ・ 身近な家族・友人・知人に声をかけて、地域行事や集いの場に一緒に参加しましょう。
- ・ 困りごとがあるときは、地域の集いの場などで気軽に相談してみましょう。

市が取り組むこと

- ・ 健康づくりと介護予防を目的とした地域イキイキ元気づくり事業や、地域の協力のもと実施しているだれでも食堂に、年代などを問わず参加できるように工夫することで、地域の居場所づくりを推進します。
- ・ 新たな居場所づくりに取り組む人を支援します。

施策(3)つながりやすい環境の整備

✿施策の展開 ① 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

市民のみんなができること

- ・ 公園など公共の場所はきれいに利用しましょう。
- ・ 障がい者用駐車スペースのルールを守る、点字ブロックの上に駐輪しないなど、すべての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。

市が取り組むこと

- ・ 住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、生活環境の整備を推進します。

✿施策の展開 ② 人権や福祉に対する意識の向上

市民のみんなができること

- ・ 属性にとらわれず、様々な人とわけへだてなく交流しましょう。
- ・ 地域で開催される福祉に関する講座やボランティア体験などに参加してみましょう。
- ・ 様々な心身の特徴や考え方を持つ人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を意識しましょう。

市が取り組むこと

- ・ 女と男のライフフォーラム事業などを通して人権や福祉に対する意識の向上に向けた取り組みを進めます。
- ・ 障害者週間における展示イベント、認知症サポーター養成講座などの事業を通して、お互いを思いやり、認め合える地域づくりを推進します。



基本目標2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう



施策(1)隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築

✿施策の展開 ① 対象者の属性を問わない相談支援の実施

市民のみんなができること

- ・ 身近な相談窓口などがどこにあるのか、日頃から調べておきましょう。
- ・ 困ったときはひとりで悩まず、近隣の人や相談窓口にご相談しましょう。
- ・ 周りに支援が必要な人を見つけたときは、相談窓口へつなぎましょう。

市が取り組むこと

- ・ ニーズを把握した際は、包括的に相談を受け止めニーズに合わせて関係部署につないでいきます。
- ・ 相談窓口について、市の広報紙、ホームページ、メール配信等で、分かりやすい情報発信に取り組みます。

✿施策の展開 ② 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備

市民のみんなができること

- ・ 周囲で異変や問題に気付いた時は、相談窓口ご連絡しましょう。
- ・ 困っている人がいたら、相談窓口を教えてあげましょう。

市が取り組むこと

- ・ 社会的孤立・孤独、老老介護、ひきこもり、虐待、8050世帯、ヤングケアラー、ダブルケアなど複合化・複雑化した問題を抱える世帯を包括的に支援できる体制づくりを進めます。
- ・ 高齢者、障がい者、子ども等の既存の各分野での相談支援のほか、母子・父子・女性相談事業、障がい者就労・生活支援事業、生活困窮者自立支援事業、ヤングケアラー支援体制強化事業などの事業を通して、様々な関係機関と相互に連携し、家族全体の重層的な支援に取り組みます。

✿施策の展開 ③ 課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援

市民のみんなができること

- ・ 支援を必要とする人が身近にいないか、日頃から気にかけておきましょう。
- ・ 近隣や地域とのつながりを意識し、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- ・ 自分が困った時には、周囲に相談しましょう。

市が取り組むこと

- ・ 専門職によるアウトリーチ機能を構築し、地域の医療機関や関係機関と連携することで、早期に課題を把握し、支援につなげる体制づくりを進めます。

✿施策の展開 ④ 相談窓口の連携強化と支援の充実

市が取り組むこと

- ・ 各関係機関や医療機関、相談窓口の連携、調整を担う仕組みづくりを進めます。
- ・ 支援方針を共有し、役割分担を調整するとともに、その進捗を管理する体制づくりを進めます。
- ・ 支援者一人ひとりの資質向上を目指し、研修受講を推進します。

施策(2)多様な支援の推進

✿施策の展開 ① 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

市民のみんなができること

- ・ 生活困窮者の自立支援に関する理解を深めましょう。
- ・ 生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な相談窓口や民生委員・児童委員に知らせましょう。

市が取り組むこと

- ・ 自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援を通し、生活保護に至る前の生活全般にわたる困りごとなどの相談を受け、支援します。

✿施策の展開 ② 住宅確保要配慮者等への支援の充実

市民のみんなができること

- ・ 今の住まいや、これから先の住まいについて考え、必要があれば居住相談窓口へ相談しましょう。
- ・ 住宅確保要配慮者について理解を深め、周りで困っている人を見つけたときは、相談窓口へつなげましょう。

市が取り組むこと

- ・ 居住相談窓口を開設し、居住に関する困りごとに対応するほか、相談者が抱える困りごとを把握し、各関係機関につなぎます。

✿施策の展開 ③ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

市民のみんなができること

- ・ 自分自身の人生設計について考えてみましょう。心配なことがあるときは、まずは相談してみましょう。
- ・ 財産管理や終活等に関する講座や勉強会に参加するなど、理解を深めましょう。
- ・ 判断能力の低下により金銭管理や日常生活の困りごと等を自ら発信できず支援が必要な人を発見したときは、中核機関に相談しましょう。

市が取り組むこと

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ・ 担い手の確保・育成等の推進
- ・ 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

✿施策の展開 ④ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

市民のみんなができること

- ・ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会となるよう、地域の見守りや声かけなどをしてみましょう。
- ・ 罪を犯した人たちが地域の中で立ち直ろうと努力していることを認識しましょう。
- ・ 「社会を明るくする運動」について理解を深めましょう。

市が取り組むこと

- ・ 就労・住居の確保
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進及び適切な相談支援
- ・ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施
- ・ 民間協力者の活動の促進
- ・ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進



【概要版】あきる野市地域保健福祉計画
令和7年3月

発行：あきる野市
編集：あきる野市 健康福祉部 福祉総務課
〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
TEL：042-558-1111（代）
